

## 正副議長記者会見について（報告）

このことについて、令和6年3月27日に行われた正副議長記者会見の発言要旨について、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 開かれた議会、議会の権能強化等に向けた取組

- 本市議会においては、本庁舎建設から20年近く経過し、議場システムの更新、またコロナ禍の状況により、ICT化推進は喫緊の課題であった。
- これらの課題に対し、本市議会では令和3年からWeb会議設備、議会専用Wi-Fi、クラウドシステム及びビジネスチャットと順次導入をし、令和5年2月の最新議場システムの導入により、ペーパーレス会議の環境も整った中で、今年度にはAI即時反訳機能の活用や電子採決の導入など、市民の皆様にも堺市議会の「開かれた議会」と「円滑な議会運営」の取組を実感いただける状況になったと思う。

##### 【(1) 議会事務局組織強化への取組について】

- 私は議長就任後、地方議会の機能としては、条例制定等によって議会ICT化が大きく進み、議会事務局の業務が、一定合理化・効率化が図られたと考え、議会の権能と政策立案の強化に寄与する組織の構築を主眼として、令和6年4月1日付けで組織改正を行うこととした。
- 改正内容は、まず議会の更なる権能強化を支援する組織であるとの位置付けを明確にするため、議会事務局の名称を「議会局」に改称した。
- また、現在、議会事務局は総務課、議事課、調査法制課の3課体制であるが、調査法制課を総務課に統合し、政策総務課に改称する。この統合により、2課体制とすることで、より一層議員の政策立案、政策調査の強化を図り、議会の政策形成機能の強化につながる環境を整えた。

#### 2 地方自治法の改正等に伴う取組

##### 【(1) 議員の請負状況の公表について】

- 地方自治法の改正等に伴い、従来は全面的に禁止されていた地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負に関する規制が緩和された。
- このことにより、各会計年度において一定金額の範囲内であれば、当該地方公共団体に対する請負が可能となった。
- その一方、議会運営の公正性等の観点から、請負状況の透明性を確保する必要がある。
- このことから、本市議会では、議会力向上会議において議論を重ね、請負の状況の透明性を確保し、もって議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的として、「堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定した。
- 本条例では、議員個人による本市に対する請負の状況を議長に報告させるとともに、当該報告の内容を公表し、誰でもその内容を閲覧できるようにすることで、請負状況の透明性の確保を図っている。

## 【(2)手続きのオンライン化について】

- 手続きのオンライン化は、市民の皆様が来庁しなくても手続きを行うことができる利便性の向上や、議会に関わる機会の拡大、また、議会運営の合理化を図る観点から、重要な取組と考える。
- このことから、地方自治法等の改正により、これまで書面により手続きすることとされていた手続きについて、オンライン化が可能となったことを受け、地方自治法に規定の手続きだけではなく、それ以外の議会が行う手続きも含めて、オンライン化が可能かどうか、議会力向上会議において協議を行ってきた。その結果、政務活動費関係書類を中心に、比較的容易にオンライン化への対応が可能であるものから、令和6年4月1日より、手続きのオンライン化を実施することを決定し、今期定例会で関係規定を改正した。
- 引き続き、さらにオンライン化を進めるべく課題解決に向け協議を行い、市民に開かれた議会をめざして取り組んでいく。

## 3 議事運営に係る取組

### 【(1)委員会のオンライン出席について】

- 本市議会では、令和3年2月に、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会へのオンライン出席を可能とする仕組みを作った。
- このたび、本市議会では、多様な人材の議会参画に途を開く観点等から、委員会のオンライン出席に係る事由について見直すこととした。このことから、議会力向上会議において議論を重ね、その結果、令和6年4月1日より、現行の感染症に関する規定を見直すとともに、大規模な災害の発生、育児、看護、介護等を新たに出席の特例の事由に追加することとした。

### 【(2)電子採決システムの導入について】

- 本市議会が令和5年2月に更新を完了した議場システムには、本会議における電子採決システムを実装している。
- 本市議会では、会議運営の合理化を図ることによる円滑な議事運営の観点や、瞬時に賛否状況を市民により分かりやすくする観点から、電子採決システムの導入について、議会力向上会議で議論を重ね、令和6年4月1日より、起立採決及び記名投票による表決について、電子採決システムを導入することとなった。
- このことにより、賛否の集計が容易にかつ確実に行うことができ、また、議場スクリーンに採決結果を投影することにより、傍聴者にとって議員別の賛否がひと目で分かりやすくなるといった効果が期待できる。
- 私たち堺市議会は、今後も引き続き、議会の権能を高めるために自己研鑽に努めるとともに、議会力の向上を図るため真摯に議論を重ね、市民の皆様から負託された期待に応えていく。

## 4 定例会の総括について

- 今期定例会は2月16日から本日3月27日までの41日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計64件を可決した。
- 議員提出議案について、条例は「堺市議会事務局条例の一部を改正する条例」等計5件を可決し、決議・意見書は「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書」等計4件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で73件となった。

### 【(1) 令和6年度各会計当初予算及び関連議案について】

- 「令和6年度各会計当初予算及び関連議案」について、2月28日に令和6年度予算審査特別委員会を設置し、付託された各会計当初予算等14件について、3月13日まで審議を行った。
- 令和6年度各会計当初予算は、総額8,165億円、対前年度比4.7%の増となっている。未来に見据えた持続可能な都市経営に向けて、これまで築いた土台を基に、新たなステージへと歩みを進めるための1年となるよう、輝く堺をつくる予算と位置付け、「安心できる堺の確保」と「堺の未来への挑戦」を重点施策として編成された予算となっている。
- 令和5年1月に財政危機宣言が解除されたが、地方交付税等の増加による収支改善があるものの、人件費や社会保障関係費等の増加により、収支は悪化している。
- 予算規模は、過去最大となっているものの、今後、社会的な要因による支出増もあり、厳しい財政状況にあると認識しており、市の財政負担が拡大する中、支出の増加に対応するためには、稼ぐ力を高めることが重要である。
- 本市が持つ可能性を最大限に発揮して、稼ぐ力を高めるため、市民の声等を真摯に受け止め、客観的な検証により効果を示し、事業を推進する必要がある。
- 議会としても、本市の財政状況については、本市が持続可能な都市として成長、発展し続けていくためにも注視し、引き続き議論を重ねていく。
- 予算審査特別委員会での審議は、議案第1号「令和6年度堺市一般会計予算」について、公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ及び堺創志会委員から、SMIプロジェクト推進事業のSMI都心ライン実証実験に関連する費用及び実証実験に係る調査分析費用を削減する修正案が提出され、修正案が起立多数で可決された。
- 3月27日の本会議において、議案第1号は委員会の修正どおり可決、その他の議案も可決された。
- しかし3月27日の本会議において、市長より、修正可決した議案第1号について、『SMIプロジェクトは、堺都心部において交通という切り口から都市魅力を大きく向上させ、未来も見据えて挑戦する堺の都市ブランドの確立に資するものであり、堺の成長・発展のために必要な取組である。このことから第8款土木費 第4項都市計画費 第1目都市計画総務費「SMIプロジェクト推進事業」は減額すべきではない』との理由から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議に付されたため、市長から再議理由の説明を受け、審議を行った。再議の採決では、「先の議決のとおり決定すること」、つまり、予算審査特別委員会の結果のとおり「議案第1号を修正可決したこと」については、否決された。この採決については、地方自治法第176条第3項により、出席議員の3分の2以上の同意が必要となる。採決では、出席議員数48人であったので、32人以上の賛成が必要で、賛成者は29人であった。
- 改めて、議案第1号の原案を審議し、採決した結果、議案第1号については、原案のとおり可決された。我々議会としても、二元代表制としての権能と監視機能を最大限発揮し、引き続き真摯で活発な議論を重ねていきたいと考えている。

### 【(2) 令和5年度堺市一般会計補正予算(第8号)】

- 第8号の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、低所得者世帯に対する臨時特別給付金の支給をするもの。
- 本件は、2月16日の本会議において、提案され可決された。

### 【(3) 議員提出議案について】

- 「堺市議会事務局条例の一部を改正する条例」、「堺市議会会議規則の一部を改正する規則」、「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」、「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例」及び「堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」の本条例案5件については、全議員により提案されたもので、先ほど、議長より説明があった「開かれた議会、議会の権能強化等に向けた取組」に伴う規定の整備である。
- 「堺市議会事務局条例の一部を改正する条例」については、2月16日の本会議において可決された。
- 「堺市議会会議規則の一部を改正する規則」、「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」、「堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例」、「堺市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」については、2月28日の本会議において可決された。

### 【(4) 全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決した決議・意見書は4件であり、このうち全会一致で可決されたものは、次の3件である。
  - 「地域創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書」
  - 「若者のオーバードーズ（医薬品の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書」
  - 「パレスチナ自治区ガザ地区における人道目的の停戦等の実現に関する決議」

## 5 記者からの質問に答えて

Q 今日で、度々審議が中断したことがあった。湊上議員の質問に対して市側がきちんと答弁できなかったことで止まった状況を拝見した。運営の基本的なことかもしれないが、誰が議会に出席するのかは、市側は市長が決める案件か。

A（議長）

これは（議会で）申し合わせ等々あるが、基本的には議会と理事者側で、明確に出席要請があるのか（事務局に説明させる）。

（事務局）

通常の大綱質疑等の質疑であれば、議員の方から理事者の出席要請をする流れである。

（議長）

ただ、議案第1号は再議に付されて原案に戻り、（原案の）全部の領域が議題となったため、どちらが出席者を決めたかという、賛否があるかと思う。これも議会運営において、今後こういう場合、どのように申し合わせで整理していくかも課題になったものと考えている。

Q 修正案が1回通ったが、市長が再議をかけて3割の賛成が足らなかったため修正案は否決された。そして議長の緊急提議のような形で予算の原案をこれから議題に追加して、予算案そのものが初めてきちんと議会にかけられた。手続きからいけば、これまで予算審査特別委員会などでいろいろ通して議論をしながら議案が上がってくるであろう。それを省いて、今回議会にいきなりかけたという状況になったことであれば、あらゆる予算に関する質問は、ある意味オープンになった。そうであれば、市側はあらゆる質問に対して提案者として、答えられるように用意すべきだったのではないかと私は思うが、その点についてはいかがか。

A（副議長）

今ご指摘いただいたところはあると思う。多分湧上議員の質疑はそういうことをメッセージとして伝えるための質疑だったのではないかと感じている。ただ、申し合わせがある中で、本会議場において答弁する理事者は、やはり議会から本来要請をかけなければならない部分もあった。先ほど議長とも話をし、再議を受けて原案に戻った本会議で、しかもそこで予算全般にわたって質疑する状況が、これまで想定されていなかった部分もあった。先ほどのご指摘のとおり、予算全般にわたる質疑があっても、当局も対応していただけるような申し合わせも必要ではないかということも今後考えていかなければならないと思う。

(事務局)

補足として、先ほど大綱質疑と申し上げたが、今の申し合わせでは、出席理事者は提案理由説明・答弁予定がある理事者ということになっている。なお今回議論いただいている議案第1号については、予算審査特別委員会等で議論はされているものである。

(議長)

いろいろな申し合わせがあるが、形上は原案に戻ったときに湧上議員の質疑は可能か不可能かという、原案に戻っているのが可能である。通常であれば、いろいろ質問内容で申し合わせ等があるが、予算原案は予算審査特別委員会でも十分議論されており、修正案が可決され、また再議に付され原案に戻る。そして、原案についてはもう十分あらゆる過程で議論をしてきたが、これを一から全部質問していくことは一応可能ではある。ただ、今日の段階では、全部質疑することが可能だから質疑を行うという体制で質疑したときに、議会の申し合わせ上、その体制がとれていなかったということである。

Q 民主主義の根幹である議会で、ある意味手続きが全て大切だという点で、今日拝見していると、揉めたときにどこまで想定するかという中で、やはり野党・与党ということがあるが、議員側と理事者側との調整があまりうまくできていないのが非常に印象として残った。こういう形でSMIラインも非常に議論があり、先ほどの市長記者会見でも、我々も本当にこれは大丈夫なのかと、ずっと3年前から質問していることがようやく議会でも取り上げられた中で、市長部局と議会との間で、もう少し実のある議論をしていただきたいということが、非常に印象に残った。指摘というか、実のある議論ができていないのではないかと、非常に上っ面な言葉のやりとりのような印象が強かったが、それについてはいかがお考えか。

A (議長)

議会というのは、堺市で80万人以上いる市民の皆様の多様なお声を、冷静に分かりやすく議論し、そして皆様からお預かりする税金をどのように使っていくかも、市民の皆様に、納税者の皆様にご理解していただくものであり、そのための議会運営である。私が議会運営の責任の長であり、今ご指摘を受けた点については、重く受け止めなくてはならないという、今日の議会運営であったと思っている。任期は(残り)少ないが、次年度へ課題としてまとめ、引継ぎしていきたいと考える。本日の議会運営について、大変お見苦しい点が多々あったことは、議会の長として市民の皆様にお詫びしたい。

Q 議会運営についてはお詫びするとのことだが、自動運転バスの予算の事業を巡って、一度は反対したものが、最終的に再議(の否決後、原案)で可決されるのは、なかなか分かりづら

く、しかも注文がすごく山のように付いているわけで、それも市民にはすごく分かりづらい状況と思ったが、この一連の経過がこれで良かったのか、本来あるべき姿なのか。

A（議長）

ご質問の趣旨にお答えできていないかもしれないが、予算の編成というのは、市長がトップとして行い、まとめ上げて提案される。それを議会が精査して、委員会等々で、この点は議会として認められないなど賛否があり、今回は修正案を可決した。その中でルールとして、市長には再議する権利が認められている。ただ、市長が再議したからといって、それだけで成り立つものではなく、議会の意思として出席議員の3分の2以上の賛成が必要であるというルールがある。市長が再議することもあり、それを受けて、議会が3分の2以上賛成するかどうか判断することもあるかと思う。再議が民主主義として行使するものかどうかとのご質問かと考え、お答えした。

（副議長）

そもそも再議という言葉が耳慣れないものであり、そこは一番市民の皆様にお伝えしづらいと思う。議会が議決をしたものに対して、それを市長が市長の権限で覆すということは、民主主義の面から見ると、どうなのかという声もあるような話で、今回地方自治法の逐条解説について質問している議員もいたが、執行に対して著しく何かしらの影響があるような状況以外は再議はしない方がよいという解説もある。そういう意味では、市長はおそらく、非常に重たいものとして受け止めて再議を出していただいているものとは思う。ただ、（再議を）出されれば、議会としても、その制度の中でできることは、先ほどのご質問とも関連してくるが、この会期中、委員会でも総括質疑でも議論を積み重ねてきた中で、堂々巡りの議論ではなく、少しまた新しい視点からの議論ということの中で、もしかしたらすごく枝葉末節の議論に見えてしまったところもあると思う。おそらくこの間、当局側と議会側で意見が分かれているところは、事業の全体像という意味の中での、今後の手法や予算の部分等について、それぞれ説明が足りているところと足りていないとされているところの認識の差なのかと考える。その辺がおそらくこれから議会（議員）の報告で、それぞれの立場の会派が、それぞれの主張をしていかれる中で、もう少し市民の皆様伝わっていく上でご判断いただくしかないかと思う。

（議長）

どちらにしても、再議というシステムが、議会が判断したから議会が正しいのか、市長が市長選挙で民意を得て予算を編成しマニフェストを作ってやっている市長側が正しいのか、それは内容の細かなことではなく、それを民主主義のこのシステムでどう判断していくのかということで、再議がある。全員が駄目という案であれば、出席議員の3分の2以上が賛成しないと議会の判断があるかと思う。どこで決着をつけるかは再議があり、議会の中の3分の2以上の賛成が必要というルールになっている。その民主主義のシステムで政策や権限を行使することを認めていく、この民主主義のルールにのっとって行われたと思う。内容がいろいろ丁々発止あるが、冷静に見れば民主主義の暴走、例えば予算編成権を持っている市長の暴走を止めるためには、再議に付されても、3分の2以上の議会の賛成の意思があれば修正案が可決する。そのような意味も込めて、再議権はあるが、議会の3分の2以上の賛成が必要とのシステムが機能した上で、この再議に対し民主主義の判断があると考える。

Q 会派ごとに割り当てられている質問時間について、少なくしていくとお伺いして、多分共産党などはあまりそれはよくないと感じていらっしゃると思う。別に質問時間が長ければいいというものでもないと思うので、特に責め立てる意図はないが、その辺りについてどう考えるか。

A (議長)

これも議会力向上会議で議論されており、様々な議論がある。ただ少数会派の方が極端に少ないのかというと、1人当たりに換算すると、人数が多い大会派の1人当たりの質疑が潤沢にあるかと言えばそうではなく、基本的には平等であると思う。ただ、「20分+1人×20分」では、1人当たりに換算すると、少数会派の方が場合によっては多くなる。例えば、18人×20分でプラス会派に20分というベースが付くが、その20分を18人で割ると、そのベースの部分が1人当たりでどうかと言えば、一概に少数会派だから少ないとも言えない。その辺の議論が議会力向上会議で進み、議論が続いている。必ずしも一方のご意見だけではなく、そういったご意見もあるということである。ただ会派人数が少ないので、ボリュームでいうと少ない。そういった議論が続いている。

(副議長)

議長が述べたとおりだが、私も議会力向上会議で質問時間については最初から(会議に)入っていたので、一言申し上げる。質問時間は、我々議員のものではなく、市民のものであるから、まずきちんとできるだけ有効に活用しようという議論がある。ただ、例えば、この質問時間についての議論が始まった頃の本会議の質問時間を物理的に足していくと、毎日夜の8時まで質問を行っても、4日間ぐらにかかる時間割であった。それはおかしいということで、もう少し合理的に時間を考えていこうという議論を積み重ねていくことで、なおかつ先ほど議長から述べたように少数会派の方、会派に入っておられない方についてもできる限り平等に(質問時間を)どう割り振っていくかとの議論で今収まっている。必ずしも質問時間を少なくしようということではなく、より良い充実した審議を行うために、なおかつ議会の全体のバランスも考えながら、今議会力向上会議の中でそういう議論になっていることをご理解いただきたい。決して質問時間を減らして楽をしようと思っていないわけではない。より具体的なより充実した議論をするために、そういう改革を行っていることをご理解いただきたい。